

会議の名称	(番号) 1-19	第15回墨田区景観審議会		
開催日時	平成29年3月29日(水) 10時00分から11時20分まで			
開催場所	墨田区役所12階 123会議室			
出席者数	委員8人(欠席1人) 加藤仁美 篠崎道彦 寺沢智博 笠井 孝 岡本郁雄 岸 成行 小木曾清三 大嶋龍男			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 非公開(傍聴できない)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議事事項	(1) 亀沢地区の景観形成重点地区指定について (2) 墨田区景観計画の変更について			
配付資料	(郵送済み) 資料1 墨田区景観計画【差替え版】(案) 資料2 墨田区景観計画【別冊】亀沢地区景観形成重点地区(案) 資料3 墨田区景観計画の変更【新旧対照表】(案) (本日机上配付) 1. 次第 2. 墨田区景観計画の変更(原案)に対するパブリックコメントの実施結果について(案) 3. 『墨田区景観計画』の変更(原案)概要、『亀沢地区地区計画』の変更(原案)概要、亀沢地区景観まちづくりニュース			
会議概要	1 開会 2 議事事項 (1) 亀沢地区の景観形成重点地区指定について (2) 墨田区景観計画の変更について 3 その他 4 閉会			
所管課	都市計画部 都市計画課 景観まちづくり担当 電話 03(5608)6266 FAX 03(5608)6409			

**第15回 墨田区景観審議会**

平成29年3月29日（水）午前10時00分～

**<加藤会長>**

皆さんおはようございます。

それでは、第15回墨田区景観審議会を開催したいと思います。

まず初めに、事務局から委員の出席状況のご報告をお願いいたします。

**<和田課長（都市計画課長）>**

委員9名のうち現在7名の方がご出席いただいております。1名、村山委員につきましては、ご欠席というご連絡がございました。篠崎委員につきましては、遅れるというご連絡がございまして、「時間どおり始めてください」ということでございました。現在のところ7名でございます。過半数の委員さんが出席されておりますので、本審議会は成立しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

**<加藤会長>**

ありがとうございます。

それでは、本日の進行につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

**<和田課長（都市計画課長）>**

資料がたくさんあって申し訳ございません。郵送させていただきました資料でございますけれども、もしお手元になれば、事務局に予備がございますので、お願いいたします。

郵送済みのものとしたしまして、墨田区景観計画【差替え版】（案）と書いてあるA4の冊子、それから、墨田区景観計画【別冊】亀沢地区景観形成重点地区（案）と書いてある、こちらもA4サイズの冊子でございます。3つ目に、墨田区景観計画の変更【新旧対照表】（原案）と書かれている

A3のものを送らせていただいております。ございますでしょうか。

大変申し訳ないんですけども、3つ目のA3の横長のものは、（原案）でなく、（案）と表紙を差し替えさせていただきたく、机の上に1枚置いてございます。

それから、本日の机上配付の資料といたしましては、次第と書かれているA4ペラの1枚のもの、それから、墨田区景観計画原案に対するパブリックコメントの実施結果について（案）。それから、先ほどお話しした新旧対照表の（案）と書いてあるもの。それから、墨田区景観計画原案の概要、A3の左ホチキス止めのものでございます。たくさんありますけれども、ございますでしょうか。

それでは、本日の流れにつきまして、ご説明させていただきます。次第をごらんいただきたいと思っております。

本日の審議事項につきましては、2の議案のところに書いてございますが、1つ目に亀沢地区景観形成重点地区指定について、2つ目に墨田区景観計画の変更についてでございます。

議案の1つ目につきましては、景観条例第12条第2項に、「区長が指定する場合、あらかじめ景観審議会の意見を聴く」ということになっていることと、景観審議会所掌事務になっておりますので、議案として独立にさせていただきます。

2つ目の景観計画の変更については、今までご説明してきており、亀沢地区を景観形成重点地区指定するに伴いまして、それを墨田区景観計画に位置づけるために変更を行うものでございます。

そういったことで、2つの議案を一括し

てご説明させていただいた後、一括でご審議の上、議案については1つずつ議決をお願いしたいと考えております。

終了時間は12時を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

以上でございます。

<加藤会長>

ありがとうございます。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思えます。

まず、議事の説明者のご承認を諮りたいと思えます。

説明者として、直井都市計画部長。

それから、和田都市計画課長。

それから、景観アドバイザーの吉田先生、村上先生にいらしていただいております。

以上ですが、ご承認いただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

<加藤会長>

ありがとうございます。

それでは、ご承認いただきましたので、次第に沿って進めたいと思えます。

それでは、議事でございますが、先ほどご説明ありましたように、議案第1、亀沢地区の景観形成重点地区指定について、議案2、墨田区景観計画の変更について、一括で事務局よりご説明をお願いいたします。

<和田課長(都市計画課長)>

それでは、まず議案1でございますが、机上に配付させていただいておりますA3版の資料をもとに簡単にご説明させていただきたいと思えます。

ごめんなさい、綴じ方が悪くて。一番最後のページに表紙があるんですけども、『亀沢地区景観まちづくりニュース』とい

う、景観計画変更(原案)のパブリックコメントを行った際のニュースとしてお配りしているものでございます。

その一番下のところに書いてございますけれども、景観形成重点地区ということで、今回、景観計画におきまして、景観形成重点地区は良好な景観形成を進めていくことが特に望まれる地区で、区民・事業者・区の協働により積極的に景観形成を推進する地区のこととございまして、亀沢地区を景観形成重点地区に指定するというところでございます。

1枚目に主旨が書いてございますので、1枚目の左側をごらんください。亀沢地区を景観形成重点地区に指定する主旨といたしましては、すみだ北斎美術館の開館に伴い、亀沢地区に来街者が多く見込まれることや店舗等の進出も考えられる中で、奇抜な店舗等の出店が懸念されることから、地域にふさわしい景観誘導を行う必要がある。そのため亀沢地区の特徴や魅力を活かした景観づくりに取り組むことを目的に、景観形成重点地区に指定するというものでございます。

この景観形成重点地区の内容につきましては、区の景観計画に、こちらの概要に書いてあるものでございますけれども、目標とかエリア、それから、景観形成方針、区の景観形成基準等を位置づけていきます。

景観形成重点地区に指定する内容については、大変申し訳ありませんけれども、この後ご説明いたします景観計画の中でご説明させていただきたいと思っております。そういったことで、景観形成重点地区として指定するというものでございます。

続きまして、議案2の亀沢地区の景観形

成重点地区指定に伴って、墨田区景観計画の変更を行いますので、墨田区景観計画変更についてご説明差し上げたいと思います。

前回の景観審議会委員さんにご議論いただきました内容を原案としてまとめまして、パブリックコメントをしました。そのパブリックコメントの結果を、計画の説明の前にご説明させていただきたいと思えます。資料は、机上に配付しておりますパブリックコメントの実施結果について（案）と書いてあるものでございます。

なお、原案につきましては、先ほどからお話しているとおり、前回審議会委員の皆様からいただいたものを反映したものを原案としてございまして、委員さんのほうには、パブリックコメント中に郵送させていただいたものでございます。

原案のパブリックコメントの募集期間としましては、ことしの2月10日から3月3日まで、同時に地区計画の変更もやっておりますので、地区計画の16条縦覧、意見書の提出と同時にやらせていただいております。

意見募集の周知につきましては、（3）に書いてございますけれども、パブリックコメントの周知ということで、区のお知らせ、区のホームページ、亀沢地区にお住まいの方への『まちづくりニュース』のポスティング、それから、地区外権利者へのまちづくりニュースの郵送でございます。

A3版の机上配付しているものを冊子として、皆様にお送りさせていただいております。

パブリックコメントの前に、説明会を2回、2月3日と4日にさせていただいております。

最後、（6）をごらんください。意見募

集の結果といたしましては、意見提出者4名1団体と書いてございますが、これは亀沢地区の一丁目から四丁目の町会長さんから連合町会ということでいただいているものでございます。意見総数としては、8件でございます。

1枚めくっていただきまして、提出されたご意見等の要旨と考え方でございます。

まず、公表資料に関することとしまして、No.1と書いてあるところでございますが、「景観計画の変更案には賛成。早急に条例を施行してほしい」ということです。この内容は、3名1団体ということで亀沢一丁目から四丁目から来ておりまして、これを決めさせていただき、条例施行時期を早めるよう手続を進めていきたいと考えております。

2つ目は、「文字ばかりでイメージしづらい。他地区の具体的な写真があればイメージしやすいのではないか」ということで、将来像がイメージしやすくなるよう、写真添付等について検討しますということです。

それから、景観計画に関することについては、1つ目に「景観を整えるということは、住民にとって将来的に有益なプロジェクトだと思う」ということで、景観形成重点地区に指定することで、よりきめ細かな景観形成の誘導が可能となるということで、考え方を示させていただきたいと考えております。

2つ目に、「緑町公園前のバス停の屋外広告物が亀沢地区のイメージと合わない」ということでございます。緑町公園前のバス停に設置する屋外広告物については、屋外広告物を設置する協定の中にもあるんですけども、住民の苦情があった場合、設置

事業者等に連絡し、地域の特性に配慮したデザインになるよう指導することができ、意見を言えることになっておりますので、そのように対応していくということでございます。

その他のご意見として、1つ目は景観計画の周知方法でございますけれども、「北斎通り沿道においては、商売を営む立場と住民の立場でまちづくりに対する考え方の違いがあると思う。沿道関係者に別途説明する必要があったのではないか」というご意見をいただいております。

今回、全体の地域ということで、全域の方にポスティングさせていただいたり、地区外権利者にご説明していきましましたので、そういうことで対応させていただきましたということでおわびとさせていただきます。

2から4につきましては、地区内の公共施設に関するお問い合わせでございました。

2につきましては、地区内に家庭センターというのがありまして、区の基本計画にもあるんですけども、取り壊しについてのお問い合わせでございます。

それから、3につきましては、亀沢二丁目の仮設保育所と学童クラブ跡地の今後の予定ということですが、景観計画に関係ないということで説明を省かせていただきます。

4つ目は、家庭センターに隣接している日進公園の管理についてのご要望でございました。これにつきましては、説明を省かせていただきます。

そういうことで、提出されたご意見の中には、原案の内容を変更するようなご意見は、スケジュールについてはありますけれども、ありませんでしたので、案については、原案からの変更はありません。です

ので、委員さんには原案から変更がない内容を送らせていただいております。

それから、スケジュールについては、先ほどちょっとお話いたしましたけれども、亀沢一丁目、四丁目の町会全体から「早めてほしい」というご意見がございましたので、スケジュールを早めたいと考えております。スケジュールについては後ほど詳細にご説明させていただきたいと思いますが、そのように対応させていただきたいと考えております。

それでは、本文の景観計画の変更についてご説明させていただきたいと思っております。資料は、郵送させていただきました景観計画【差替え版】(案)と、【別冊】(案)、それから、原案と差し替えていただくA3の資料をもとにご説明させていただきたいと思っております。

今回、景観計画を変更するわけでございますけれども、皆様の机上に配付しております案の構成としましては、現在の景観計画に追加することになりまして、最終的な構成として本文に、この【差替え版】を差し替えるということと【別冊】、この3冊で運用していきたいという案にさせていただきます。これがちょっとわかりにくいので、新旧対照表を説明資料としております。

【差替え版】を1ページめくっていただきますと、改定についてということで、墨田区景観計画、この本文を改定いたしまして、日付けが入っておりますけれども、景観計画が決まりましたら、最後の4行目でございますけれども、「平成29年〇月〇日

より実施します」とつけさせていただいて、下の表で対応していきたいと考えております。それから、亀沢地区の景観形成重点地区については別冊仕立てという構成で今後運用していきたいと考えております。

それでは、景観計画の【差替え版】の内容からご説明させていただきたいと思ます。

1枚めくっていただきますと、その対応が表になっております。説明をさせていただく際には、ちょっと大量でございますので、今回の変更の概要と前回の審議会から今の案になるまでの変更した箇所を中心にご説明させていただければと考えております。

まず、【差替え版】(案)の1ページ目の表をごらんいただきたいと思ます。こちらは、亀沢地区を景観形成重点地区に指定するため、本文4ページ、A3版の新旧対照表を見たほうがわかりやすいと思ますので、両方を見ていただければと思ます。新旧対照表の4ページの左から右に追記した右ページが、こちらの2ページ目についております。

#### <加藤会長>

新旧対照表を見たほうがわかりやすいんですね。

#### <和田課長(都市計画課長)>

そうですね、A3版の新旧対照表と、この左の表を見ていただくとわかりやすいです。

4ページ目を右側のほうに差し替えて、ブルーのものが、今ブルーになっていないような形で、2ページ目、【差替え版】を見ていただくと、そのとおりにしているような形で、差し替えさせていただいてお

ります。

そのように、前回の審議会で原案に移るまでに大きく修正させていただいているところは、No.6と書いてあるところがございます。本文の25ページで、こちらの案としましては7ページです。A3版につきましてはP.25と。

旧と新がございますけれども、新の25ページをお開けください。

一番下のところに赤字で書いてございますけれども、委員さんから「一般区域と特定区域、それから、景観形成重点地区が重複した場合どうなるのか」というご質問がございまして、書き込みがなかったということでございますので、この※でござい

ます。「景観形成重点地区が特定区域と重なる場合は、景観形成重点地区・景観形成方針・基準を優先します」という位置づけにさせていただいておりまして、ここのところをやればいいということで、別冊を参照ということで書き加えさせていただいております。

#### <加藤会長>

赤字のところですね。

#### <和田課長(都市計画課長)>

赤字のところでございます。一番下の※が3つ並んでいるところの真ん中のところですので。これを前回の審議会から追加したものでございます。

その他のものにつきましては、前回の審議会と同様の内容になっております。

景観形成重点地区、景観計画の変更でございますけれども、今回は主に亀沢地区の景観形成重点地区に指定する内容について今回大きく変更しておりますので、差替え

版の説明は以上とさせていただきます、A4の別冊の説明に移らせていただきたいと思っております。審議会からの変更はここだけでございます。

景観計画変更【別冊】につきましては、前回の審議会より修正しているところがございますので、そこと、今回重点地区を指定する内容を含めてご説明させていただきたいと思っております。

まず、別冊の1ページ目、2ページ目をお開きください。前回の資料がお手元になので申し訳ないのですが、1ページ目の下の(3)のものづくりのところに書いてあった内容を、景観まちづくりの目標の中に移動したほうがいだろうということで内容を移動しております。

2ページ目の2の景観まちづくりの目標のところでございますけれども、「亀沢地区の一角は、「すみだ北斎美術館」の開館により、周辺にある「江戸東京博物館」、「国技館」、「旧安田庭園」などと併せて、日本文化や江戸文化の情報発信を行う地域として注目を集めております。亀沢地区は、今後多くの来街者が訪れる地域となることが予想されることから、「まちの成り立ち」や「ものづくりのまち」の良さを活かした良好な景観形成を推進することが望まれる地区です」ということで、こちらの表記をここに移させていただき、表現させていただいております。

そして、目標1は、前回お示ししたとおり、「粋なまち」、目標2「賑わいと潤いのあるまち」、3としまして、「つながるまち」ということでございます、

3ページ目をお開きください。前回の委員会で重点地区の範囲をお示しさせていた

だいたんですけれども、ちょっとわかりにくかったので、まとめさせていただいております。

景観形成重点地区の範囲として、対象区域としては亀沢一丁目から四丁目、それから、5つのエリアとその位置については、北斎通り沿道エリア、北斎通りの道路境界から20m以内。大横川親水公園エリアとしては大横川親水公園の敷地境界線から20m以内。幹線道路沿道エリアとしては、清澄通りは清澄通りの都市計画道路の計画線から20m以内。三ツ目通りも、都市計画道路の計画線から20m以内としております。4つ目の一般生活道路沿道エリアは、①から③及び⑤のエリア、JR高架下以外のところがございます。JR高架エリアはJR高架下及び高架構造物ということで、下の図に示しているとおりでございます。

そして、この景観形成、それぞれのエリアに基づきまして、4ページ目から景観形成方針と景観形成基準について位置づけさせていただきますいております。

それぞれのエリアにつきまして、5ページ目をごらんください。

北斎通り沿道エリアでございますけれども、それぞれのエリアについて景観特性、景観形成方針、建築物の景観形成基準等を位置づけさせていただいております。審議会からは表現の一部を修正させていただいております。

質問等がございましたのが、7ページ目の左上の形態・意匠のところ、シャッターを設ける場合はリングシャッターに限定したような表現がされていたんですけれども、限定表現にならないように修正しております。

それから、追記ということで、目標に回遊性とか賑わいとかということがございましたが、それが落ちていたところもございましたので、それぞれのエリアに基づいて追記させていただいております。

そういったことで、大横川沿道エリア、それから、それぞれのところについて書かせていただいております。

あと、大きく変更しているところが、ご意見がございまして、19ページのJ R高架エリアの左下の建築物の景観形成基準の配置というところです。大規模な敷地はないんですけれども、一般的な区域と同じような書き込みがされておりましたので、基準を見直しの上、削除させていただいております。

あとは、ふれあいと同じように、目標に合わせて追記した部分がありました。シャッターの限定をさせていただいたりしております。

そのあとのものにつきましては、修正はございません。

続きまして、23ページに色彩基準がございました。色彩基準につきましては、今回、景観形成重点地区にしたことで、小さい建物から届出対象としておりますので、色彩基準を緩和しております。色彩基準につきましては、ちょっとわかりにくかったこともございまして、3項目に分けさせていただいております。

①が小さい建物についてございまして、右側に色彩基準がございまして、これまでの色彩基準より小さい建物がございまして、基本色におきまして、明度を2ポイント暗いほうへ緩和しているという内容となっております。

それから、これまで届出、事前協議していたものにつきましては、亀沢一丁目地域の一部で適用しておりました色彩基準に全域を合わせていくということで、②、③の色彩基準を変更しております。ここにつきましては、審議会から変更はございません。

それから、29ページをお願いいたします。建築行為の事前協議・届出についてでございます。事前協議につきましては、これまでと変わりません。届出対象につきましては、先ほどお話しとおおり、小さい建物から届出対象としております。

あと、外観の変更につきまして、きちんと表記されていなかったもので、届出対象行為・規模の建築物の中の対象行為の○が2つついてはいますが、そこを書き加えております。「各立面の面積の5%を超えて変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更」ということで追記してございます。

工作物につきましても、2つ目の○の「外観のうち各立面の面積の5%を超えて変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更」ということで追記してございます。

内容につきましては、審議会の内容と変わらずでございます。全ての建物について届出対象といたしますが、色彩の変更につきましては、沿道エリア以外の部分は届出対象とされている内容となっております。

それから、30ページをごらんください。今回新たに屋外広告物等に関する景観ガイドラインを位置づけております。方針のところを書いてございまして、亀沢地区では、屋外広告物に関するガイドラインを、「形状」と「内容」の項目に分けて定めて

いきます。屋外広告物の届出の際に地区計画の適正な誘導を行っていくという内容で、ガイドラインとして位置づけさせていただいております。

このガイドラインでございますが、前回の審議会で修正したところは32ページでございます。③の壁面広告物のiiに壁面の一部としてデザインするとございまして、□が2つありますけれども、3つ目以降の項目を、わかりにくいということで削除させていただきました。それから、例の修正ということで、丸が太かったりしたので、直させていただいております。

それから、33ページからは内容になっておりますけれども、34ページの④色彩については、iiの推奨の基調色積極的に採用するというので、下に推奨色を書いております。明度も書かせていただいていたんですけども、明度につきましては、この間のご意見を踏まえて、推奨色というカテゴリは設けないということで、削除しております。そこが大きく変更しているところがございます。

議案1の景観形成重点地区指定について、議案2の景観計画の変更についての説明は以上とさせていただきたいと存じます。

続きまして、今後のスケジュールを変更したいというお話をさせていただいておりますけれども、スケジュールにつきましてご説明させていただきたいと思っております。

A3版の最後のページに今後のスケジュールをお示ししてございます。28年からパブリックコメント、原案の縦覧を行わせていただきまして、本日、景観審議会を開かせていただいております。

今後、景観法に基づきまして、都市計画

審議会の意見聴取の後、景観計画の変更決定をしていくわけですけれども、景観条例の改正を当初9月に考えておりましたけれども、都市計画審議会を5月22日に予定しておりますので、6月の第2回定例区議会に景観条例及び地区計画の条例を上程いたしまして、6月下旬に施行していきたいと考えているところでございます。そういう形で早めたいと考えております。

私からの説明は以上とさせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

<加藤会長>

ありがとうございました。

一括でご説明いただいたんですけども、最後のスケジュールのところですけども、もう一回確認しますと、5月22日に景観審議会。

<和田課長(都市計画課長)>

これは景観審議会しか書いてなくて、4月から6月の枠の中に都市計画審議会と書いてありますが、これが5月22日にやるように予定しております。

<加藤会長>

これが5月22日ですね。

<和田課長(都市計画課長)>

はい。

それで、景観計画を策定したり変更する場合、景観法の第9条に都市計画審議会に意見聴取するとございまして、その意見聴取をするというスケジュールがここに書かれております。

景観計画の変更の決定をした後に、6月議会に間に合わないということで、9月議会に、条例を上程する予定だったんですけども、地域の方々から早めてほしいとい

うご意見が、町会さんから、四丁目まで、全体から来ておりますので、早める努力をしたいと考えておりました、6月の議会に上程したいと考えておりますので、6月下旬には施行できるということで予定を繰り上げさせていただきたいということでございます。

<加藤会長>

はい、わかりました。

<和田課長（都市計画課長）>

地区計画も同様で、今この9月の枠に入っておりますけれども、そういう形で考えております。同時に施行ということでございます。

<大嶋委員>

今のをもう一回確認ですが、我々がここに来て何か議論するのは……。

<和田課長（都市計画課長）>

きょうが最後です。内容としては今日が。

<大嶋委員>

じゃ、5月22日は関係ない。

<和田課長（都市計画課長）>

あ、そうですね。都市計画審議会という審議会です。

<加藤会長>

都市計画審議会。

<大嶋委員>

都市計画ね、じゃ、我々はないのね。

<和田課長（都市計画課長）>

都市計画法に基づく都市計画審議会というのを墨田区も設けておりました、それに景観法という法律のルールでそういうことが決まっているんです。

<大嶋委員>

わかりました。我々が出る必要はないということですね。

<和田課長（都市計画課長）>

はい、そうです。

<大嶋委員>

スケジュールとの関係。

<和田課長（都市計画課長）>

はい。

<加藤会長>

ありがとうございました。

それでは、一括でご説明いただきましたが、最初に議案1の亀沢地区の景観形成重点地区指定についてのご意見を伺いたいと思います。

資料としては。

<和田課長（都市計画課長）>

内容として別冊の景観形成重点地区というものが、その内容ということになるかと思えます。

<加藤会長>

どうでしょうか。何がご質問、ご意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

<大嶋委員>

今のパブリックコメントの実施結果についての案が、区の考え方というのがあるんですが、これについても質問していいですか。

<和田課長（都市計画課長）>

はい。

<大嶋委員>

それでは、質問させていただきます。

まず、2ページの（2）景観計画に関することの2番目の項目でご意見等の要旨に書いてありますね。これは新たにこの景観計画が、亀沢地区につくることによって発生する事象という感じはしないんですが、今この回答の中で「住民の苦情等があった

場合、設置事業者等に連絡して、特性に配慮したデザインとなるよう依頼します」というのは、この回答がなくても、もともとこういうふうになっている……。

＜和田課長（都市計画課長）＞

こういうふうになっております。

＜大嶋委員＞

そうですね。そうすると、この回答というのは、今後そういうことをやるのではなくて、実際にそういうのを行った実績はあるんですか。

＜和田課長（都市計画課長）＞

ないです。

＜大嶋委員＞

ないのね。ないけれども、また同じようなことを言ったと。

＜和田課長（都市計画課長）＞

今回、先ほどご説明いたしました原案の屋外広告物ガイドラインの中でこういうことを決めましたということで、ある程度明確に決めてあります。

それから、地区計画、A3版の、屋外広告物と合わせ技になっていて申し訳ないんですけれども、原案を1枚めくっていただきますと、地区計画の変更（原案）の概要という資料がございます。

これの右側の8ページの3)のオで、「表示内容は自家用広告物に限る。ただし、公益上必要なもの、地域の利便性に資するものはこの限りでない」という中に、今回のバス停の上屋をつくる時に広告物もつけていいよねとなっているんですね。そのバス停を管理するための資金として、屋外広告物収入をあてているということで、特別に認められて、走路上に上屋と広告物が設置できているものなんです。

ただし、それを設置するにあたって、公のものをペイするためにつくっている広告物だけれども、掲出する広告の内容については地域の方のご意見を伺いますとなっております。それを言っているということでございます。

今回ここで明確に書くので、こうしたご意見が出てきているということでございます。質問としてはそういうご意見が出てきているので、そのようにいたしますとさせていただきますというところでございます。

＜大嶋委員＞

僕が質問したいのは、こういう案を出して、いろいろな意見を聞いたときに、それは実際には行ってもいい行為なんだけれども、初めて聞いたようなイメージで、今回このようなイメージと合わない場合はどうしたらいいんですかと、こういう質問がされたのか。

それだったら、前からそれはそういうイメージが合わなければ、従来からできるんですよ。ただ、あなたが知らなかったということは言えないけれども、従来からそういう権利はありましたと。

それだったら、そのようなトーンで、従来からそういう形でやっていますけれども、今後はよりそういう依頼があった場合、従来からやっていますというふうに書くのかなど。それで、新たに今回初めてそういう権利を与えたならば、これはそういうものかなと思いますけれども、どっちなんですか。

＜和田課長（都市計画課長）＞

明確な基準が今までなかったということも。明確な基準というと変ですけども、今回しつらえについて、推奨する色とか、

ガイドラインができてきましたので、これに基づいて誘導できるということでありましたので、住民の方から言われたこともできますし、これに基づいてご指導していきますよということではあるかと思うんですけれども、うちのほうの書き方の内容がわかりにくいということですよ、大嶋先生のおっしゃっているのは。

<大嶋委員>

簡単に言うと、そういう権利はちょっとあったんだけど、それがよくわからなかったの、今回質問したら、今度はちゃんとできますよと、そういうふうに。

<和田課長（都市計画課長）>

ちょっと言葉足らずのところがございますので、表現につきましては修正させていただきます。

<大嶋委員>

わかりました。

次に、(3)の1番目、これ一応別途、説明する必要があったのではないかとということで、この回答ですが、「また」以降、「区のお知らせ及び区ホームページにて説明会のご案内を行いました」と書いてあるんですが、これは実際に行ったんですね。

説明会はいつを指しているんですか。

<和田課長（都市計画課長）>

説明会は、先ほどお話いたしましたけれども、これの最後のページにありますように、2月2日と3日にやらせていただいております。

<大嶋委員>

じゃ、この質問をした人はそれが行われていたことを知らずに質問したんですか。

<和田課長（都市計画課長）>

知ってはいったんですけれども、個別にや

るべきだったんじゃないのというふうに。

<大嶋委員>

でも、実際にやっていますよということですよ、この回答からすると。

<和田課長（都市計画課長）>

はい、行いました。

<大嶋委員>

じゃ、これは実施済みなんですよ。

行いまして、2月2日、3日に実施済みです。そう書いたほうがいんじゃない。これを見ると今後行うような感じがしたんで、いつ行うんですかという質問なんです。

このパブリックコメントに対する回答、日にち、いつ出すか知らないけれども。もう実際行っているんなら、行った日にちを書いたほうがいいのではないですか。

<和田課長（都市計画課長）>

はい、わかりました。「行い、実施いたしました」ということで。

<大嶋委員>

そうそう。日にちも書いといてやれば、もう相手が知らなかったんだとわかれれば。

<和田課長（都市計画課長）>

わかりました。「実施した」という言葉を記載します。

<大嶋委員>

それから、最後の3ページの4番目、この質問者は公衆衛生を図った面と安全の面と書いていますね。安全に関してこの答えはないんですね、回答は。公衆衛生に関しては、頻繁に清掃しているというのはわかりますね。清掃業者が。でも、安全に関して書いてないんですね。

多分この質問者は、いろいろな問題があるから安全も気にしていたんじゃないかと思うと、この回答はちょっと半端にしか書

いてないんで。安全面は例えば警察が巡回しているというのか、そういうのは僕はわからないですけども、そういうのは書いておいたほうがいいんじゃないかなど。

＜和田課長（都市計画課長）＞

わかりました。これは担当部署と調整しておりますので、担当部署と調整させていただきたいと思います。

＜大嶋委員＞

それとも、安全面に関しては別途、どこに問い合わせとか。そう書いていいのかわからないけれども、したらいいと思いますね。

＜和田課長（都市計画課長）＞

担当部署と相談して修正させていただきたいと思います。

＜大嶋委員＞

一応ここまでにしてもいいと思います。

あとの資料は前回聞いて、質問しているのでありません。

＜加藤会長＞

ありがとうございます。

景観計画の変更に関するパブリックコメントということですので、若干省略した回答になっていたかもしれません。ありがとうございました。

それでは、せっかく説明者の方に来ていただいているので。この案は、前回の景観審議会の意見を反映したものを變更していただいて、原案になっているということなんですけれども、吉田先生、村上先生、何かつけ加えること等ありましたらお願いできればと思いますが、何かございますか。

＜吉田アドバイザー＞

特にないです。反映されていて、いいと思います。

＜加藤会長＞

はい、わかりました。

それでは、引き続きまして、何かご質問、ご意見がありましたら、お願いしたいと思えます。

＜寺沢委員＞

概要につきまして細かいところなんです。

亀沢地区の景観形成重点地区の別冊の24ページ、色彩の右側、3ページでございます。すべて共通なんですけれども、括弧と色彩の文字が重なっております。この機会に直されたらよいのではないのでしょうか。

＜和田課長（都市計画課長）＞

はい、直します。申し訳ございません。ありがとうございます。

＜寺沢委員＞

他に資料の字体についてですがゴシックや明朝などバラバラです。今回追加するところの字体を統一した方が、資料上、分かりやすいのではないのでしょうか。

＜和田課長（都市計画課長）＞

はい、おっしゃるとおりですね。

＜寺沢委員＞

統一されているところもあるので、今回追加するところが目立つようにしていらっしゃるのかもしれないんですが。

＜和田課長（都市計画課長）＞

ご指摘ありがとうございます。

＜加藤会長＞

そのほかはございませんでしょうか。

＜篠崎委員＞

私も細かいことなんですけれども、差替え版とか別冊はどういう形になるんですか。これと同じ感じで作られるのでしょうか。

＜和田課長（都市計画課長）＞

最後、印刷をして一緒に製本するという  
ことで。これと一緒に別冊で、3冊セット  
みたいな形にさせていただきます。

<篠崎委員>

そうすると、例えば差替え版の真ん中の  
ページでいうと、2ページと3ページはむ  
き出しで矢印がつけられています。

<加藤会長>

そうですね、2ページ、3ページも見に  
くいですけれども、見開きになるのでし  
ょうかということです。

<篠崎委員>

そういう話とか、景観地区の同じもので  
真ん中のページの6ページに、新しく亀沢  
地区重点地区はここだよというのが青い太  
書きの網かけであるんですけれども、これ  
はベタでこういうふうに出すというのは目  
立っていいのかもしれないんですけれども、  
実際にはこの下に景観軸が通っているはず  
ですよ。そういうものを消して上塗りにな  
しちゃっていいのかなと。

<加藤会長>

下が見えなくなるし。

<篠崎委員>

つまり、ここだけが別の景観軸であつた  
り、地区の色分けが消されていて、そうい  
うものが消えているのが、あまり気にしな  
いでいいのか。

<和田課長（都市計画課長）>

そうですね。わかりました。ここは下が  
薄く見えるようにすべき……。

<篠崎委員>

かもしれないですね。目立たせるほうを  
重視するのであればこれでいいかもしれま  
せんけど。

<加藤会長>

確かにそうですね。一般的なルールに重  
ねて重点地区があるので、やっぱりあつた  
ほうがいいですね。

<和田課長（都市計画課長）>

特定区域ですので、特定区域については  
重ねるべきだと。

<篠崎委員>

それから、もう一つは今さらのような質  
問ですけれども、別冊のほうは写真が例と  
してついていますけれども、これは全て亀  
沢地区の中で撮られたものという感じ。

<和田課長（都市計画課長）>

一部、どこか違うのが……。

<篠崎委員>

違うものもある？

<和田課長（都市計画課長）>

はい。

<篠崎委員>

その場合に、例えば公開空地とか外構に  
ついての基準は、ほぼ全てのエリアで同じ  
なんですよね。それはそれでいいと思うん  
ですけれども、それに対応する事例の写真  
も全て同じもの。

エリア別に書いてあって、その写真が地  
区の中のものなのであれば、その事例の写  
真はエリアの中の写真であるべきだとい  
う考え方もあると思うんですけれども、ど  
うでしょうかね。ちょっと問題提起です。

<和田課長（都市計画課長）>

それは精査させていただきたいと思いま  
す。いい写真があれば、いい事例があれば、  
そういったものに変えるような形で。

<篠崎委員>

つまり、同じ写真が何度も出てくるよ  
うな気がするので、もしいい事例がそれぞ  
れのエリアにあるのであれば、それを使つた

ほうがいいと。

＜和田課長（都市計画課長）＞

ありがとうございます。ちょっとそれは検討させていただきたいと思います。

＜加藤会長＞

ありがとうございます。確かにそうですね。

ほかはいかがでしょうか。

私のほうからよろしいでしょうか。別冊の景観形成重点地区の冊子ですけれども、今、写真の話題のあった。変更したところは、シャッターのところなどのご説明がありまして、それ以外ににぎわいとか回遊性というお話を加えたというふうに聞こえたんですけれども、それは例えばどの辺にどういうふうに加わっているのでしょうか。

＜和田課長（都市計画課長）＞

例えば別冊の7ページの一番下のところですが、公開空地・外構のところは、「回遊性を高めるため、まちの歴史や魅力を発信する工夫をする」というところかどうか。

＜加藤会長＞

まちの歴史や魅力を発信する工夫をする。

＜和田課長（都市計画課長）＞

はい。それから、11ページも同じような内容をつけ加えております。エリアごとの公開空地のところは、回遊のところをつけさせていただいています。それから、今回、緑化を設けておりますので、「高木により緑化を図る場合」というのがきちっと書いてなかったのが、北斎通りは書いてあったんですけれども、ほかのエリアで入ってなかったところにつけ加えております。

例えば、15ページの幹線道路沿道エリア

の緑化のところには、北斎通りと同じ内容のものを。エリアごとにバラバラだったというのがあって、それを同じようにエリアでやるべきことは精査した、そこはちょっと抜けていたところがありまして、そういうものを追記させていただいております。緑化の2つ目の□のところは追記していません。

＜加藤会長＞

高木による緑化を図る場合云々ですね。

＜和田課長（都市計画課長）＞

はい、「妨げない樹種を」とか。

あと、一般生活道路エリアのところでも、例えば公開空地・外構のところの最後に「回遊性」が出ていたり、緑化のところでは、1つ目の「地先のわずかな空間に植栽ポットを設置するなど緑化に努める」とか、3つ目が同じものですね、ほかのエリアも同じ、「高木による緑化」という表現は一緒のものを入れています。

そういった形でエリアごとにバラバラに、ここには入っていて、ここには入ってなかったというところがあったところを精査させていただいて、原案をもう一度見直したら、そういったところが多々ありましたので、追記させていただいております。

＜加藤会長＞

はい、わかりました。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

お願いします。

＜笠井委員＞

新旧対照表の新しい25ページ、質問があったかもわかりませんが、重複していたらすいません。

ここの下のほうに赤字で「景観形成重点

地区が特定区域・一般区域と重なる場合は」  
と書いてありますよね。ということは、重  
点地区と特定区域と一般区域3つが重なる  
とおっしゃっているんですね。

その上の段の「複数の特定区域が重なる  
区域については」というのは、確かに何と  
か軸と何とか軸とあって重なるところがあ  
りますよね。そこはそれぞれのところをや  
りなさいということだと思うんですが、そ  
れ以外で特定区域と一般区域というのは重  
ならないんですね。この一般区域では特  
定区域を除くと規定しているから重ならな  
いんですね。

景観形成重点地区の場合は、一般区域も  
重なるという表現になるから、南部地区の  
ところに「特定区域及び景観形成重点地区、  
例えば亀沢地区を除く」と書けば、重なら  
なくてできると思うんですが、これは何か  
特別な意味があるのかなと思ひまして。

<加藤会長>

今のお話は、最初の※のところに……。

<和田課長（都市計画課長）>

もともとある表になっている四角い一般  
区域の中の景観エリアで、例えば7-1の  
北部地域については、「特定区域を除く、  
北十間川を除く北側のエリア」と書いてあ  
るんですねけれども、ここを「特定区域及び  
景観重点地区」と書くべきじゃないかとい  
うご意見ですよね。

<笠井委員>

そうです。

<和田課長（都市計画課長）>

わかりました。

<笠井委員>

現地は亀沢何とか何番ですといったら、  
ここは特定区域ですよと教えていただくの

か、南部の一般区域になりますよと特定で  
きるはずなんですよ、この重点地区がない  
場合は必ず。「特定区域を除く」と書いて  
いますから、一般地区のところは必ずそう  
なると思うんですけれども、この重点地区  
ができたときに初めて一般地区と重なり、  
3つになっているから、その表現の仕方  
でこういうふうにはせざるを得ないのは何か  
あるのかなと思ひまして。

<和田課長（都市計画課長）>

ちょっと気づかず、※の真ん中だけにし  
ております。わかりにくいからやめますか  
ね。

<笠井委員>

南部地区のところに特定地区と……。

<和田課長（都市計画課長）>

すみません、これは案として修正させて  
いただきたいと思ひます。

<直井部長（都市計画部長）>

南部地域のところだけ特定地域に景観形  
成重点地区を除く北十間川よりも、南側の  
区域と、とりあえず記載しておく。

<和田課長（都市計画課長）>

今後もあるかもしれないので、書いてお  
いてもいいかなと。今後も景観形成重点地  
区が増える可能性もありますので、両方に  
「景観形成重点地区は除く」と書けば、今  
後もこのままいけると思ひますので、「亀  
沢地区」と書かないで、北部と南部に入れ  
させていただきたいと思ひます。

<加藤会長>

今のお話は「特定区域及び景観形成重点  
地区を除くとする地区」、それだと全て生  
きるかもしれないですね。その方向で変更  
いただくということによろしいでしょうか。

そうすると、この※の2つ目は要らない

んですよね。

＜和田課長（都市計画課長）＞

やっぱり特定区域とかあるので、「重点地区が特定区域と重なる場合は」ということで。一般区域は入れておきますかね。

＜直井部長（都市計画部長）＞

一般区域は重ならない。

＜和田課長（都市計画課長）＞

じゃ、ここではここは除きます。

修正する内容は、北部地域、南部地域のところそれぞれに、「特定区域及び景観形成重点地区を除く」というふうに入れさせていただき、赤字※のところは「景観形成重点地区が特定区域と重なる場合は」ということで、「・一般区域」を削除させていただくという修正にさせていただきます。

＜加藤会長＞

ありがとうございます。気がつきませんでした。では、そのように修正していただくということでお願いいたします。

ほかはいかがでしょうか。

＜吉田アドバイザー＞

私が言うことじゃないような気もするんですけども、広告のところ、別冊の30ページからなんですけど、今、重点地区の、1つ目は屋上広告物が、表示はわかるんですけども、普通ペントハウスとかにちょっと載せているところが多いと思うんですね。でも、これを見るとわざわざ全部ぐるっと巻くというような印象もちょっとあってね、何とかホテルがまっ黄色でぐるっと巻いている。

これは凡例なのでそんなに大きくないと思うんですけども、次の31ページの屋上広告物を見ると、スカイラインを意識して3m以下で突出しないようにするという意

味はわかるんですけども、現実にこれがこうなったら本当によくなるのかというのが、かえってうるさくなる可能性もあるんじゃないかと。

スカイラインを意識するということに関してはいいけれども、景観として本当にこれがよくなるのか。できれば低くて小さいほうがいいし、今の現状を見ると屋上広告はなるべくないほうがいいと思うんですね。ただ、これ全部回すのがいいか、部分的に、あるいは、この左の塔屋を低くするぐらいにしておくかというのもあるかなと思って。

その下のスカイラインを意識した例のところも、ぐるっと巻いているので、ぐるっと巻くということを意識しているのかなという感じがちょっとする。

＜和田課長（都市計画課長）＞

これは、屋上広告物というカテゴリーが、ペントハウスの壁面につけるものは屋上広告物ではないんですよ。建築をやっていると、それは壁面広告物で扱うんです。

＜吉田アドバイザー＞

ここは機械とかを隠しているの。

＜和田課長（都市計画課長）＞

機械を隠しているのは屋上広告物になります。ペントハウスにぺたっとくっつけているようなものについては屋上広告物ではないので、それはちょっと違うのかなと思っております。

今お話になっているものについては、高さは低くしてもらって。これの趣旨は、表裏が出てきてしまうということで、屋上広告物が表と裏があるところ、架台とかが脇から見えて汚いというのがありまして、回したいということです。それで運用していきたいと考えております。

**<吉田アドバイザー>**

スカイラインを意識した、周辺と比べて確実によくなるねという、両案が書いてあるとか、そういう表現もあるかなと。

ついでですけれども、31ページの下のサイズを統一した例で、サイズを統一するのはよくなると思うんだけど、現実にお店が変わっていったら、右の写真のようなものが全部くっついていくのいいかというのと、多分この手の突出看板はそれぞれの個性を出して、このぐらいの位置につくのであれば、少しデザインが変わっていたほうがおもしろいんじゃないかと思うんだけど。

昔のアーケードなんかによくあるような、方形でずらずらと同じのがついているというのがいいかどうかというのは、ちょっと気になる。このぐらいの位置であれば、同じぐらいのサイズにして。これ、全部同じのをつけちゃっているの、ここまで統一しろと言っているのかなという感じがする。

**<和田課長（都市計画課長）>**

同じ形のものというわけではないので。同じような大きさを統一してほしいと言っていますので、それは同じものが全部並ぶというわけではないと考えています。

よくテイストが同じようなもので、床屋さんとかお店の特徴をあらわした看板がついていくというのもいいかと思っていますから、それは完全な統一という考えではないと事務局として考えています。

**<吉田アドバイザー>**

この絵が同じものをずらずらと並べてあるので。例えば色が変わっているとかな。

**<和田課長（都市計画課長）>**

この凡例が悪いということですね。

**<吉田アドバイザー>**

そうですね。細かいけれども。

**<和田課長（都市計画課長）>**

わかりました。これだと同じ色、同じサイズで並べなきゃいけないんじゃないかという印象を与えちゃうということで。

**<吉田アドバイザー>**

特にこの写真があって、同じようなのがくっついているから。こういうのが推奨でずらずらと並べろと言っているのかなとちょっと見ると。

**<和田課長（都市計画課長）>**

これは絵のほうを修正させていただいて、画一的なイメージにならない、そういったイメージを与えないような絵に検討させていただきたいと思います。わかりました。

**<吉田アドバイザー>**

ついでに、次の33ページの「Sumida」が、下になると○になっていて、ごちゃごちゃ感がなくなるというのはわかるんですけども、本当にすごくよくなったかなというのが疑問で。もう少し、一回り小さくてもいいんじゃないかと。

基本からいうと、例えばサンドイッチとかケーキ、それから、ロゴの「Sumida」との間よりも、周りが一回り大きいほうがきれいかと思うんですね。

大体みんな目いっぱいに入れるのでごちゃごちゃ感があるんですけども、求心力をもって真ん中に寄せるような。場合によっては、「Sumida」という字ももう少し字間を詰めたほうが。これはロゴだと考えればしょうがないんですけどね。

同じように、下の「SUMIDA CITY」のところも、両方とももう一回り小さいほうがおさまりがいいんじゃないかなと。

**<和田課長（都市計画課長）>**

そうしますと、この絵の表記については吉田先生とご相談させていただいて、どの辺のバランスがよろしいのかも検討させていただきながら、最終の絵とさせていただきたいと思います。わかりました。

<加藤会長>

どちらかという目は絵のほうにいつてしまうということですね。

<和田課長（都市計画課長）>

ちょっとこれじゃバランスが悪いよということとですね。わかりました。バランスのいい表記となるよう相談させていただきたいと思います。

<加藤会長>

お願いいたします。

そのほかはいかがでしょうか。

<岸委員>

今後のスケジュールにつきまして、先ほど和田課長からご説明がありまして、9月ごろにというのが6月下旬ぐらいに前倒しで行われるだろうと。それはあくまでも6月の第2回の定例区議会での審議をもって決定するというのでよろしいわけですね。

実はパブリックコメントを出された亀沢連合町会、4人の町会長さんになるべく早くそれを進めてほしいというお話をされていて、気にされていますので、例えば6月下旬というのをまだ公表はできないわけですね。

例えばパブリックコメントでそういう話が出たことに対しての答えとして、4人の町会長さんに見通しみたいなことでお答えするということはできるんですか。

<和田課長（都市計画課長）>

本来はやらないんですけども、パブリックコメントにつきましては、きょうご意

見いただきましたので、案ですので、これから区長決裁をして、決定したものをホームページ上に公表させていただきます。

スケジュールの変更につきましては、この後、各戸にニュースを流させていただいて、こういうスケジュールにしますというのは出させていただきたいと考えています。

というのは、都市計画のほうは17条縦覧を越えないと、地区計画のほうはこれから16条が終わって、17条縦覧で最後の都市計画案の縦覧意見書という期間を越えてから、都市計画審議会にかけなければいけないんです。17条縦覧の説明会を4月13日と15日に行わせていただきたいと考えています。

その際に、17条の説明会とともに、景観もスケジュールが早まりますというニュースを、先ほどの説明会のご案内とともに。最後のページに書いてあるんですけども、こういうテイストで説明会を行いますというところに、「スケジュールを早めます」ということも併せて通知する予定にします。予定していますということを書いて。

実際は都市計画審議会と区議会を越えないと決まってこないんですけども、その手続をこういう形で行いますという、これを修正した案を出させていただいて、先行配布と、地区外権利者にも郵送で同じように手続をして、周知していきたいと考えています。

<岸委員>

ありがとうございます。

<加藤会長>

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

今、議案1と2を一緒に議論してしまっ

ていますね。ほか、よろしいですか。

＜和田課長（都市計画課長）＞

手続的に議決だけ。審議は一緒に、議決だけ、指定するのでいいのかどうかというのを。格式張って申し訳ないですけど。

＜加藤会長＞

それでは、議決のほうに入ってよろしいでしょうか。

最初に、議案1、亀沢地区の景観形成重点地区指定についてでございますけれども、こちらでご承認いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

＜加藤会長＞

ありがとうございます。

それでは、本議案は意見を付して、ちょっと意見が出ましたけれども、墨田区長へ回答することにいたします。

それから、議案2の議決でございますが、墨田区景観計画の変更についてです。本議案は意見を付してというか、修正してということですね。

＜和田課長（都市計画課長）＞

はい、そうです。修正を2か所。

＜加藤会長＞

修正をして、墨田区長に回答したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

その前に、これでご承認いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

＜加藤会長＞

それでは、本議案は、修正した上で、墨田区長に回答することにしたいと思います。

＜和田課長（都市計画課長）＞

ありがとうございました。

＜加藤会長＞

ありがとうございました。

村上さん、何かございますか。

＜村上アドバイザー＞

私、ここの地区も担当して、説明会には出席しているんですけども、住民の方々は結構長いこと景観にかかわってきました。関心は高いので、特に反対ということはないんですけども、いわゆる観光地になるのか、住宅地になるかというのであれば、両方狙っているので、新しい観光地のあり方みたいなのを狙っています。それがちょっとわかりにくいので、区はどっちを狙っているのだという意見があったので、真剣に考えていらっしゃる方もいるんだなと思いました。

ですから、観光地でありながら粋なまちを狙っているという、良いふだんの生活も観光というような路線の狙い方がなかなか表現しにくかったのかなと思いますけれども、皆さん総体的には同意くださっているようなイメージが強かったですね。

＜加藤会長＞

わかりました。ありがとうございます。

今後その辺については少し検討する方向でしょうかね。

＜和田課長（都市計画課長）＞

はい。

＜加藤会長＞

ありがとうございました。

それでは、本日の議事は全て終了したことになります。

今後の開催予定等につきまして、事務局からご説明いただけますでしょうか。

＜和田課長（都市計画課長）＞

次回開催につきましては、これが決まりました後に、7月ごろまたご説明したいと思っております。予定しております。

実は現在の委員さんの任期が5月31日までとなっております、学識の先生方につきましては、個別にこの前お願いしていませんのでございますけれども、引き続きお願いしたいと思っておりますのでございます。

また、団体の推薦委員さんにつきましては、再度団体からご推薦をお願いしたいと思っておりますが、同じ方が出てきていただきたく思っております。

申し訳ありませんが、区民委員さんについては公募になりました、大変申し訳ないんですけれども、4月11日号の『お知らせ』、それから、ホームページ上に、公募委員さんの募集をアップしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今期の審議会はきょうで終了となります。委員の皆様、2年間どうもありがとうございました。

最後に、直井部長が3月で定年退職を迎えるということで、一言ご挨拶させていただきます。

#### <直井部長（都市計画部長）>

平成26年7月に墨田区の都市計画部長を拝命しまして、この間、都市計画審議会の先生方にもいろいろお世話になりました。アパホテルの景観審議会では現地に視察に行ったりしていただきまして、本当にありがとうございました。

今回、景観計画の変更等ということでお願いしまして、基本的には認めていただける方向でご審議いただきまして、ありがとうございました。

私、この3月31日をもちまして、東京都に帰って東京都で退職となりますけれども、4月以降も、東大和市のほうに再任用になります、都市計画部長ということでお世

話になる予定です。東京都の都市づくりにつきましては、今後とも皆様と一緒に努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これまでどうもありがとうございました。

#### <和田課長（都市計画課長）>

事務局からは以上でございます。

#### <加藤会長>

わかりました。

それでは、これをもちまして、第15回墨田区景観審議会を閉会したいと思います。大変貴重な詳細なご意見、ありがとうございました。お疲れさまでございました。